

○福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則

昭和四十七年七月二十二日

福岡県規則第五十三号

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則を制定し、ここに公布する。

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条及び建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第十三条各号に規定する書類又はこれらの写し(以下「書類等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(平九規則五六・平二七規則二〇・一部改正)

(閲覧所)

第二条 書類等の閲覧所は、次のとおりとする。

閲覧所	閲覧対象書類等
福岡県福岡県土整備事務所 建築指導課	福岡及び那珂県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者(知事の許可を受けた者に限る。以下同じ。)に係る書類等
福岡県久留米県土整備事務所 所建築指導課	久留米、南筑後、朝倉及び八女県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者に係る書類等
福岡県北九州県土整備事務所 所建築指導課	北九州県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者に係る書類等
福岡県飯塚県土整備事務所 建築指導課	直方、京築、田川及び飯塚県土整備事務所管内に主たる営業所を有する建設業者に係る書類等

(平九規則五五・全改、平一三規則六・平一八規則一一・平二一規則三九・平二七規則二〇・令三規則四・一部改正)

(閲覧時間)

第三条 書類等の閲覧時間は、午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

(平九規則五六・一部改正)

(閲覧に供しない日)

第四条 閲覧に供しない日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項各号に掲げる日のほか、書類等の整備等のため知事が必要と認めて書類等ごとに指定した日においては、当該書類等は閲覧に供しない。

（昭四八規則三四・平九規則五六・一部改正）

（閲覧料）

第五条 書類等の閲覧は、無料である。

（閲覧の申出）

第六条 書類等を閲覧しようとする者は、所定の閲覧簿に別に指示する必要な事項を記載しなければならない。

（閲覧上の注意）

第七条 閲覧者は、書類等を指示された場所で閲覧しなければならない。

- 2 閲覧者は、係員の指示に従い、書類等を丁重に取り扱わなければならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第八条 係員は、閲覧者が次の各号の一に該当する場合においては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- 二 書類等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（平九規則五六・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（建設業者登録簿閲覧規則の廃止）

- 2 建設業者登録簿閲覧規則（昭和二十四年福岡県規則第七十四号）は、廃止する。

附 則（昭和四八年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第五六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第六号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一一号）

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第二〇号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。